

治療用装具の作製について

病院等で治療のため、医師の指示に基づいて装具を作製した場合、健康保険適用の範囲内が助成の対象となります。

ただし全額助成ではなく、健康保険の払戻し分を差し引いた額を助成します。

申請までの流れ

1	病院にて、治療用装具が必要と診断される。 意見書（診断書）を病院から受け取る。
2	業者にて治療用装具を作製し、領収書を受け取る。 ※一旦、全額（10割）実費負担。
3	受給者が加入している健康保険に、療養費の請求をする。 健康保険適用部分（7割 or 8割）が支給されるので、 支給決定通知書を受け取る。
4	必要な書類がそろったら下松市へ助成申請。 残りの金額（3割 or 2割）が下松市から支給される。

申請に必要なもの

- 医師の診断書や意見書（コピー可）
- 治療用装具の領収書（コピー可）
- 健康保険の支給決定通知書（原本）
- 受給者証
- 受給者の健康保険証
- 被保険者名義の銀行などの振込口座（※初めて申請される方のみ）